

第5回「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」会議次第

日時：令和6年9月2日（月）10:00～

場所：県庁議会棟特別会議室及びオンライン

1 開会挨拶（統轄監）

2 報告事項

- ・孤独・孤立に関する事業実施状況について

（令和6年度事業、実態調査、孤独・孤立サポーターについて）

- ・県内及び県外の事例紹介

3 協議事項

- ・県の孤独・孤立対策地域協議会の運営について

4 その他

- ・「身寄りのない人」の支援に関する検討について

とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの概要

○プラットフォームの概要

孤独・孤立の問題については、行政による政策的な対処のみでは困難又はなじみづらい場合があり、一方で、NPO法人や社会福祉法人等の支援機関単独では対応が困難な実態もあることから、行政、民間支援機関等、多様な主体が幅広く参画し、官民一体で取組を推進する。

【活動内容】孤独・孤立対策に関する普及・広報活動、孤独・孤立対策に取り組むNPO法人等の支援、孤独・孤立対策を分野横断的に推進するための県、市町村及びNPO等支援組織間の複合的・広域的な連携強化、関係機関の取組の情報共有及び課題や連携に関するワークショップ実施等の連携強化活動

○幹事団体

【民間支援機関等】

NPO法人鳥取青少年ピアサポート、N.K.Cナーシングコアコーポレーション合同会社、労働者協同組合ワーカーズコープセンター事業団さんいんみらい事業所、社会福祉法人鳥取いのちの電話、鳥取県地域生活定着支援センター、一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会、鳥取県民生児童委員協議会、鳥取県児童福祉入所施設協議会、鳥取県居住支援協議会、鳥取県弁護士会、日本司法支援センター鳥取地方事務所(法テラス鳥取)、鳥取県商工会議所連合会

【社会福祉法人】社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会

【行政】市町村、鳥取県教育委員会、県(事務局)

○第1回(令和4年9月14日(水))

【概要】プラットフォームの創設、国及び県の動きの共有等

○第2回(令和4年12月27日(火))

【概要】第1回会議後の取組状況の共有、令和5年度事業実施に向けた方向性等

○第3回(令和5年8月28日(月))

【概要】令和5年度6月補正事業、孤独・孤立アンケートの概要、相談窓口の顔の見える関係作り等

○第4回(令和6年3月18日(月))

【概要】令和6年度当初予算事業、プラットフォーム構成団体の拡大、県孤独・孤立対策地域協議会の設置 等

「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」の拡大について

とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

プラットフォーム会議

幹事団体

労働者協同組合ワーカーズコープ事業団
さんいんみらい事業所
NPO法人鳥取青少年ピアサポート
N.K.C ナーシングコアコーポレーション
(社福)鳥取いのちの電話
鳥取県地域生活定着支援センター
(一社)鳥取県母子寡婦福祉連合会
鳥取県民生児童委員協議会
鳥取県児童福祉入所施設協議会
鳥取県居住支援協議会
鳥取県弁護士会
日本司法支援センター鳥取地方事務所
鳥取県商工会議所連合会
(社福)鳥取県社会福祉協議会
鳥取県・鳥取県教育委員会
各市町村

【幹事団体の機能】

- 1 PF活動の「企画」「検証」
- 2 PF活動の「周知・発信」
- 3 県の孤独・孤立施策への提言
- 4 規定や幹事団体の決定
- 5 法15条に定める「孤独・孤立対策地域協議会」

PF会議が中心と
なって企画したPF
の取組への参加を
呼びかけ



PFの取組への参加



一般団体

こども食堂、再犯防
止、福祉団体、ピアサ
ポート団体など幅広
い支援機関を公募

【一般団体の機能】

- 1 連携した相談・支援の提供
- 2 連携事業の実施やフォーラムへの参加
- 3 分野横断的な情報共有
- 4 広報・交流活動の実施
- 5 市町村重層事業への参画

ワークショップ

フォーラム

分科会等

※県孤独・孤立対策課が事務局となり、PF全体の運営・企画、一般団体の募集を実施。

令和6年度孤独・孤立関係事業

○当課事業のうち、プラットフォームに関する予算は以下のとおりで、現在進行中。

■みんなで進める「孤独・孤立対策」事業

(1) 拡大「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」によるワークショップの開催

・孤独・孤立に関わる取組を行っている団体同士の横のつながりを作り、相談支援の好事例の展開や顔の見える関係作りを目的として、ピアサポート、居場所づくり、人材育成などの各ワークショップを実施。このワークショップ等を通し、プラットフォーム構成団体の相互連携と協働を促進することにより、孤独・孤立状態に陥っている方に複数の機関が関わり、それぞれの方にあったスムーズな支援が可能となる体制を作っていく。

→12～2月頃にワークショップ開催を行う予定として、現在プロポーザルにより業者選定を進めています。

(2) 「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」広報・交流経費補助

・支援団体による孤独・孤立対策の取組推進、支援団体同士の連携・協働を進めていくため、プラットフォーム加入団体が行う孤独・孤立対策に関する広報活動・交流活動(チラシ作成、講演会、ワークショップ、フォーラム等)に県として支援する。 ※補助対象費 30万円×2/3(補助率)×5団体

→5月に1団体が以下のとおり活用。予算に余裕があるので、各団体において活用をご検討ください。

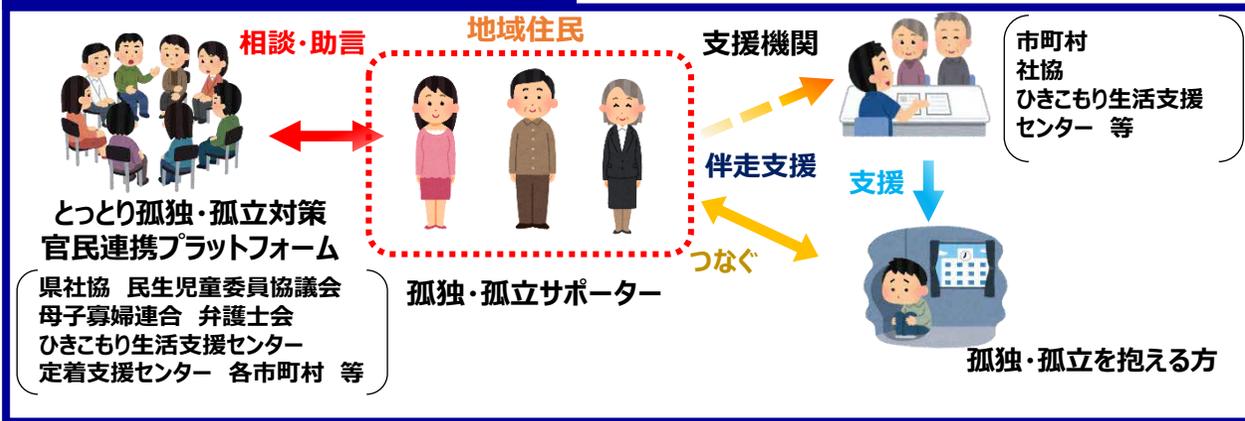
団体名	NPO法人あかり広場
イベント名・日時	「にちなんふくしフェスタ2024」令和6年5月25日 10～16時
実施目的	社会資源が限られ、人口減少や少子高齢化の進む中山間地における孤独・孤立を抱える方への支援について、町民、行政、民間それぞれの立場からまちづくりを再考するためフォーラムを開催
実施内容	・講演(全国社会福祉協議会 副会長、厚生労働省社会援護局 障害保健福祉部長) ・パネルディスカッション(日南病院、日南福祉保健課長、NPO法人あかり広場)
参加者数	地域住民、福祉関係者等 約120名

令和6年度孤独・孤立関係事業

(3)「とっとり孤独・孤立サポーター」について

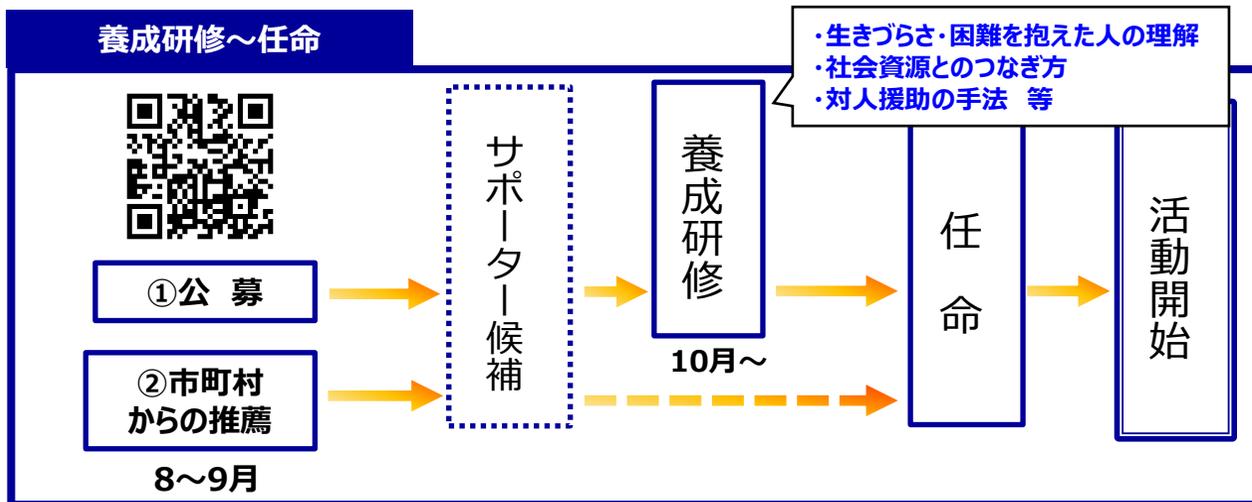
地域の中で孤独・孤立を抱える方に寄り添う支援・活動を行う「とっとり孤独・孤立サポーター」を8/27から募集

サポーターの支援イメージ



- 行政や支援機関が把握していない人を見つけ、支援につなぐ。
- 信頼関係を築き、見守りや伴走支援を継続する。

養成研修～任命



- 研修受講した者と同等の能力があると市町村が認めた方は養成研修を免除

孤独・孤立に係る実態調査について

ひきこもり、老老介護、ヤングケアラーの方やその世帯が地域で孤立したり、抱えている悩みを相談できない、また受けられる支援が届かないといった課題に対応していくため、市町村、事業者、民間支援団体等と連携し、施策を推進していくための基礎資料とすることを目的として、市町村に依頼して実施中。

【本調査における定義】

ひきこもり	県内在住の概ね15歳以上の方で、社会的参加(仕事・学校・家庭以外の人との交流など)が出来ない状態が原則6か月以上続いていて、自宅にひきこもっている状態の方
老老介護	75歳以上の者のみからなる世帯で高齢の夫婦や親子、きょうだいなどのどちらかが主たる介護者であり、もう一方が介護される側(被介護者)となる世帯、あるいは複数の世帯員が介護を要する状態にある世帯(単身高齢世帯、介護保険サービス等の利用により、支援から孤立している状況にないと認められる場合等は、対象から除く)
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っており、本来受けるべき教育を受けられないなど、守られるべき子ども自身の権利を守られていない状況にある18歳までの子ども

【調査方法】

市町村の実態に応じた調査とし、民生委員・児童委員、相談窓口等で把握したケースについて、県にとりまとめて回答いただく。

【調査期間】

令和6年7～9月 その後、県全体の結果として公表

県内自治体の取組状況

○県内自治体における重層的支援体制整備の実施及び孤独・孤立対策プラットフォームの設置状況

市町村名	重層的支援体制整備	孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム
鳥取市	令和4年度～	令和5年度～「麒麟のまち」圏域として孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを設置済 (令和4年度 鳥取市単独)
岩美町		
若桜町		
智頭町	令和4年度～	
八頭町	令和6年度～	
倉吉市	令和5年度～	
湯梨浜町	令和6年度～	
琴浦町	令和6年度～	
北栄町	令和3年度～	
米子市	令和4年度～	
日吉津村	令和6年度準備事業実施	
江府町	令和6年度～	

※記載のない自治体は、重層的支援体制整備事業を現時点で未実施、また、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを設置していない。(ただし、来年度以降の実施意向のある市町村も存在)

➤ 市町村における重層的支援体制整備に向けた県の支援策

- ・ 市町村の実情に合わせた個別の勧奨・支援
- ・ 市町村包括的支援体制整備に係る推進チーム員の派遣
- ・ 県社協委託による包括的支援体制整備推進人材育成研修等の研修実施

プラットフォーム構成団体の加入状況及び活動について

- 令和6年4月1日から募集を開始した本プラットフォーム「一般会員団体」の加入状況については以下のとおり。

団体種別	団体数	団体名
福祉サービス事業所	5	NPO法人はるひな、NPO法人あかり広場、合同会社あいいろ、TRIGGER(株)、産前産後ケアハウスはぐはぐ合同会社
ピアサポート・当事者団体	2	鳥取県精神障害者家族会連合会、NPO法人ピアサポートつむぎ
支援機関	2	(一社)ひだまり、(一社)みもぎの会
医療機関	2	倉吉病院、鳥取医療生活協同組合
市町村社協	1	倉吉市社協
その他	4	いき〇研究会、NPO法人人と動物の共生センター、米子フリースクール、鳥取県公共図書館協議会
合計	16	

- 鳥取市の取組状況について、鳥取市中央人権福祉センターから報告いただきます。併せて、県外の事例として、北九州市の事例をお知らせいただきます。(別スライド)

【協議】「孤独・孤立対策地域協議会」の運用について

令和6年4月1日の「孤独・孤立対策推進法」施行に伴い設置した、「鳥取県孤独・孤立対策地域協議会」について、次スライドのとおり運用を行いたい。

◆ 会長・副会長について

鳥取県孤独・孤立対策地域協議会設置要綱（会長及び副会長）
第四条 協議会に会長及び副会長を置く。
2 会長及び副会長は、構成機関等の互選により定める。

◆ 取り扱うケース

- ・ 市町村の協議会のみで扱うことが困難なケース
- ・ 協議会等未設置市町村で生じるケース
- ・ 精神保健福祉センターなどの県レベルで設置される既存の関係機関に寄せられる相談を発端としたケース 等

◆ 参集範囲

- ・ 事例により、参集範囲を限定する。また、会員外からの参集を行うことがある。

【協議】「孤独・孤立対策地域協議会」の運用について

◆ 支援の流れ

1 事務局等により相談の受付・情報の共有

- ・ 関係機関と情報共有シート等により、情報を共有する。

2 事務局等により当事者等からニーズの聞き取り

3 支援方針の調整、支援計画の決定

- ・ 当事者等のニーズ等に基づき、支援の方向性を決定。
- ・ その際、複数の支援機関が関与する場合の役割分担を行う。

4 支援機関による支援の開始

5 フォローアップ

- ・ 事務局は支援機関から定期的または随時の支援の実施状況を確認するとともに、支援の実施状況や生活状況の変化等による新たな支援の必要性を検討。
- ・ ニーズ等の変化があった場合は、支援方針や役割分担の変更等改めて検討。

6 その後

個人情報等支援に差し支える情報を除き、支援事例についてはプラットフォームで共有する。

※ 内が協議会により協議を行う内容

「身寄りのない人」の支援に関する検討について

- 社会構造の変化等により、身寄りのない人(親族等の支援が見込めないケースを含む。)が増加。また、身元保証人と呼ばれる存在が不在であるために、本人が希望する、または、本人にとって適切な入所・入院をはじめとした福祉サービスの利用や医療が受けられない(または、受けるためのハードルが高い)、居住の支援など**複合的な支援が必要なケースが増加。**
- 背景は、高齢や障がい、困窮、ひきこもりなど様々な要因があり、また、必要な支援も多岐にわたり、各市町村や様々な支援機関により、それぞれの分野における支援が行われているものと推測されるが、ケース類型や支援の方策をまとめたものは多くなく、それぞれの**支援機関は対応に苦慮しているものと思われる。**
- 対象者の属性、支援のきっかけ、支援した内容、亡くなられていた場合の死後処理など、**いくつかの項目について、多くのケースを集め、共通項や不足している社会資源の洗い出しなどから、よりよい支援、対応策の検討のため、プラットフォーム会員団体と共有・協議検討したいと考えていますので、御協力をお願いします。**

今後の予定

- 10～12月 孤独・孤立サポーター研修実施～任命
- 10月 県庁孤独・孤立対策プロジェクトチーム会議開催
- 12～2月 プラットフォームワークショップの開催
- 3月 第6回孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会議

プラットフォーム構成団体の皆様へのお願い

- とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム拡大にあたって、一般団体として参画いただける団体への声かけをお願いします。
- また、とっとり孤独・孤立サポーターの募集にあたって、関係者への声かけをお願いします。
- 本県孤独・孤立対策事業への引き続きのご協力、ご提案をお願いします。